

警察の違法捜査を考える

その1 痴漢冤罪事件と警察捜査

8月21日、東京都内で「原田信助さんの国賠を支援する会」（会長 岡村遼司早稲田大学教授）主催による「警察の違法捜査を考える」シンポジウムが開かれ、「市民の目フォーラム北海道」代表原田宏二（元北海道警察釧路方面本部長）が講演した。

講演後に行われたパネルディスカッションにおける、パネリストの原告原田尚美さん、ジャーナリストの寺澤有さん、国賠ネット代表の土屋翼さん、司会の大村京佑さんの発言は、既に動画で紹介されているので、そちらをご覧ください。

原田代表の講演のタイトルは「新宿違法捜査事件 こうして真実は隠ぺいされる」だが、講演時間は約1時間だったことから内容をかなり割愛した。

そこで、準備した原稿を以下の3回に分割して紹介する。

その1 痴漢冤罪事件と警察捜査

その2 新宿警察署のまやかし

その3 警察相手の国賠訴訟の実態

なお、この講演内容は、原田信助さんの国賠訴訟の弁護団の訴訟方針とは全く関係のないことをあらかじめお断りしておく。

1 多くの冤罪事件の陰で痴漢冤罪が

昭和23年、現行の刑事訴訟法が施行されてから、殺人等の重要事件で無罪判決が確定した冤罪事件は数多い。ざっと数えても88件にも及ぶ。

最近の事件では、平成14年の氷見事件、平成15年の志布志事件、平成21年の障害者団体向け割引郵便制度悪用事件（村木事件）がある。

こうしたマスコミで大きく取り上げられた事件の陰には、ひっそりと目立たない冤罪事件もある。いわゆる痴漢冤罪事件もそうだ。

調べてみると、過去3年間でいわゆる痴漢冤罪事件は、1件は「でっち上げ」事件だが、6件を数えた。6件のうち、2件は「被害女性供述が信用できない」、4件は「客観的証拠がない」というのが無罪判決の理由だった。

特に、④の事件では最高裁は「（痴漢事件では）客観証拠が得られにくく、被害者の証言が唯一の証拠である場合も多い。被害者の思い込みなどで犯人とされた場合、有効な防御は容易でない。」として、特に慎重な判断が求められると指摘、初めてこの種事件の審理のあり方を示した。

それらの事件は、以下の通りだ。

① 平成 23 年 7 月、[千葉市中央区](#)内の強姦事件。最高裁が「客観的な証拠がない」と逆転無罪。

平成 18 年 12 月 27 日、千葉市内で起きた強姦事件について、客観的証拠はなく、起訴内容の基となるのは被害を訴えた女性の供述だけで、特に慎重に信用性を判断する必要があるとしたうえで、被害女性の供述を全面的に信用できるとした 1 審、2 審判決を覆し無罪を言い渡した。

② 平成 21 年 10 月 22 日、東北海道中標津町の強制わいせつ事件。札幌高裁が「被害女性の供述は信用できない」と逆転無罪。

平成 20 年 7 月、同町内のアパートに住む 21 歳の女性 A さんが、「電気温水器の修理に来た B さんにわいせつな行為をされた」と中標津署に告訴。警察は B さんを逮捕した。

1 審は有罪、2 審では A さんの供述の信用性には疑いを入れる余地があるなどとして無罪を言い渡した。

B さんは、告訴した A さんの告訴事実における申告が虚偽であることは明白であるとして、虚偽告訴罪の疑いで中標津署に告訴したが、釧路地方検察庁は不起訴処分とした。

B さんは国賠訴訟を提訴していない。

③ 平成 21 年 6 月 12 日、西武新宿線の電車内の強制わいせつ事件。東京高裁が「被告が犯行を行ったとする証拠がない」と逆転無罪。

平成 19 年 2 月、東京西武新宿線の電車内で女子高生（17 歳）の下着内に手を入れるなどしたとして強制わいせつの罪に問われたアルバイト男性（23 歳）の控訴審で、1 審の東京地裁判決を破棄、「被告が犯行を行ったとする証拠がない」として逆転無罪を言い渡した。男性は、逮捕時から一貫して犯行を否認していた。

事件直後、被害者は背後にいた男性の手をつかんでいるが、判決では電車が満員で被害者も犯行を直接見てはいないことなどから、「女子高生の供述がすべて本当だとしても、被害者が犯人とは別人の手を偶然につかんだ可能性がある」と指摘。被害者による事件当時の状況説明しか証拠がない現状では、男性を犯人とすることはできないと判断した。

④ 平成 21 年 4 月、小田急線内の強制わいせつ事件。最高裁が「客観的証拠がない」と逆転無罪。

[平成 18 年 4 月 18 日](#)、[東京都世田谷区](#)内の小田急線を走行中の電車内で被害者の下着に手を入れ、下半身を触ったとして防衛大教授が強制わいせつ罪で逮捕・起訴された。被告は一貫して容疑を否認したが、1、2 審は有罪判決を下した。判決で、指から下着の繊維が鑑

定で検出されていないなど客観証拠がなく、証拠は女性の証言だけで、被害者は痴漢にあっ
てから一度電車を降りたのに再び同じ車両に乗って被告の隣に立ったこと、痴漢が執
拗にやられたのに車内で積極的に避けようとしていないなどと痴漢の供述には疑いがあ
るとした。

- ⑤ 平成21年3月26日 JR大阪環状線の電車内の痴漢事件。大阪高裁が「故意と認め
るには合理的な疑いが残る」と無罪判決。

平成19年5月、JR大阪環状線の電車内で女子高生2人に痴漢をしたとして大阪府迷
惑防止条例違反の罪に問われ、1審・大阪地裁判決で無罪とされた兵庫県芦屋市の男性会
社員（32歳）の控訴審判決で、昨年9月の一審判決を支持し、検察側の控訴を棄却した。

判決は、女子高生（当時15歳）が尻を触られる被害を受け、別の女子高生（同17歳）
の胸に被告の会社員の肘が当たったことを一審と同様に認定。そのうえで、車内は通勤客
で混雑し、女子高生の視界には限界があったと指摘し、「犯人と会社員を同一と認め、肘が
当たったことも故意と認めるには合理的な疑いが残る」と述べた。

- ⑥ 平成20年2月、大阪の地下鉄・御堂筋線の電車内で、大学生が交際中の女性と共謀し、
示談金目当てに痴漢被害をでっち上げた事件。

平成20年2月、大阪の地下鉄・御堂筋線の電車内で、女が男性から尻を触られたとする嘘
の被害を申告し、目撃者を装った大学生が「男性が尻を触った」と虚偽の証言をした。

男性は、大学生らに天王寺駅の駅長室で警察官に引き渡されたうえ、大阪府迷惑防止条例
違反の現行犯で逮捕されたが、男性は事実無根と犯行を否認した。

警察は3人の供述や証言が食い違うなどしたため、約22時間後、男性を釈放した。

その後、女が同署に『金に困っていた大学性から持ちかけられた。自分の方から男性に体を
近付けていった』などと自首してきたことから事件がでっち上げであることがわかった。

- ⑦ 平成21年5月、三重県熊野市の路上の痴漢事件。名古屋高裁が「犯人とするには立証不
十分」と逆転無罪。

平成19年5月、三重県熊野市の路上で女子高生（16歳）の尻を触ったとして同県迷惑
防止条例違反罪に問われ、1審熊野簡裁で罰金30万円の判決を受けた同市の男性（23
歳）の控訴審判決で、名古屋高裁は無罪を言い渡した。

判決理由は男性の供述調書の信用性に疑いがあると指摘。犯人とするには立証が不十
分とした。男性は同年12月に略式起訴されたが起訴事実を否認して正式裁判を請求した。

ここで、「強制わいせつ」と「痴漢行為」との違いについて説明しておく（以下は、佐藤嘉寅法律事務所ホームページからの引用・要約）。

強制わいせつは、「13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をしたとき、あるいは13歳の未満の男女に対し、わいせつな行為をしたときに処罰される（6月以上10年以下の懲役）。痴漢行為は、迷惑行為防止条例違反で、「人に対し、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しくしゅう恥させ又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動をしたときに処罰される（東京都条例では、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

強制わいせつ罪は、親告罪（被害者の告訴がなければ起訴ができない。）で、判例上、犯人の性欲を刺激興奮させ、または満足させるという性的意図の下に行われることを要する、とされている。これに対して、迷惑行為防止条例違反は、「人を著しくしゅう恥させ、又は人に不安を覚えさせるような卑わいな言動」とされ、相当広範な行為が規制対象となっている。従って、女性の下腹部や臀部を着衣の上から触ったりしただけでも迷惑行為防止条例違反が成立することがある。

基本的に、衣服の上から触った場合には、迷惑行為防止条例違反、直接触った場合には、強制わいせつ罪とされている。

具体的には、スカートの中に手を入れてさわれば、強制わいせつ罪となる。

ただ、身体に直接さわった場合といっても、足をさわっただけであれば迷惑行為防止条例違反に止まる場合もある。

また、迷惑行為防止条例違反に止まると思われる場合も、それが執拗に行われた場合には強制わいせつ罪になり得る。

結局、身体の場所、衣服の内外、行為の長短といった基準を総合して、強制わいせつ罪と迷惑行為防止条例違反とを峻別していることになる。

2 初動捜査の不徹底と曖昧な捜査指揮

平成21年6月、警察庁は④の最高裁の判決を受けて、警視庁をはじめ全国の警察に、「電車内における痴漢事犯への対応について」を通達。

以下の5項目を留意事項として示した。

各項目をみても、犯罪を捜査する上で、ごく当然のことであり、目新しいものではない。

問題は、こうした当たり前のことが、現場で実行されているかどうかである。

信助さんの痴漢容疑事件は、深夜の午後11時過ぎに起きている。通常はこの時間帯の警察署は、昼間の体制とは違う当直体制下にある。この事件は、西口交番から同署の生活安全課に引き継がれている。同課が事件を担当したということは、新宿署が信助君を主として迷惑防止条例違反（痴漢行為）の容疑者とみて捜査していたことを意味している。

もう一つ重要なことがある。

捜査はどんな事件でも、警察署長か警察本部長の指揮の下に進められる。

この事件は、新宿警察署長の指揮事件である。

捜査の経過は「事件指揮簿」という書類にその事件の事件認知から送致までの経緯と結果が具体的に記載されている。

信助さんの痴漢容疑事件も「事件指揮簿」が存在するはずだ。

信助さんの痴漢容疑事件ではどんな捜査が行われたのかは、「事件指揮簿」に記載されているはずだが、これまで明らかになった状況から、この通達の各項目に従って、新宿署の捜査の内容を見てみよう。

1 目撃者の確保

信助君が痴漢行為をしたと証言したのは、被害に遭ったとする被害女性だけである。行動を共にしていたとする友人男性2人も目撃していない。しかも、現場に臨場した西口交番の警察官が積極的に痴漢行為の目撃者探しをした形跡は認められない。事後に目撃者探しをしたのは、原告の原田尚美さんとその支援者だけである。

② 実況見分等証拠保全の徹底

人的証拠や物的証拠が乏しい事件では、犯行状況を再現する実況見分は重要である。

この事件では、一方の当事者の信助君が死亡しているために、女性グループの証言のみで実況見分が行われることになる。こうした場合、事件の原因、経過等が一方の当事者に有利に認定される傾向がある。同じようなことは、死亡交通事故の捜査でしばしば問題となっている。この事件でも同様だ。

③ 供述の裏付け捜査の徹底

信助君が残した録音（以下「信助録音」という）では、信助君は痴漢行為について一貫して否認している。しかも西口交番の警察官は、事件を最初から単なるトラブル、喧嘩と見ていた節が窺え、女性グループの取調べを一括して行うなど、被害女性らの供述に矛盾点がないかどうかの視点で捜査が行われていない可能性がある。

信助録音の内容と被害女性及び同伴男性の供述は著しく相違しているのに拘らず、新宿署は女性グループの供述をもって事実関係を特定している。

これは著しく合理性を欠く。

④ 客観的証拠の収集

新宿署が、信助君の手指から微物採取をした形跡はない。信助君が新宿署で取調べを受けていた約3時間半の間に、後に信助君の痴漢行為の認定の拠り所となったとする防犯ビデオの映像について確認は行われていない。

後に、JR東日本が原告側に提出したビデオ映像は極めて不鮮明で、信助君が痴漢行為を行ったとされる状況は確認できない。さらに、事件当時の通路は工事中で曲がりくねったクランク状になっており、防犯カメラの映像が存在するかどうかも疑わしいなど客観的な証拠はない。

⑤ 留置の要否判断

痴漢事件では、一般人が犯人を逮捕するケースが多い。刑事訴訟法第213条では、

一般人が現行犯人を逮捕すること(常人逮捕)が認められているが、その場合には、逮捕した被疑者を警察官に引き渡すことになる。受け取った警察官が被疑者を留置するかどうかを判断することになる。

信助録音によると、取調べの警察官が信助君に何度も「男性が貴方を組み伏せた」などと説明、警視庁の「110番情報メモ」には、当事者甲(信助君)が痴漢をしたとして、当事者乙(被害女性)が丙、丁(友人男性)に依頼し甲を取り押さえたが」との記載がある。これらは明らかに常人逮捕があったことを示すものである。これが事実とすると被害女性グループの供述とは明らかに矛盾する。ところが、この経過は一切明らかにされていないのは極めて不自然である。

この警察庁の通達は、痴漢事犯の適正捜査を指示したものだが、既に指摘した通り新宿署の初動捜査が必ずしも徹底していたとはいえず、捜査指揮も、よく言えば慎重、悪く言えば、中途半端で曖昧なまま終わっていることが窺える。

例えば、さきに掲げた大阪で起きた⑥の事例のようなケースもある。この事件では常人逮捕に関する適正な指揮が行われなかったのではないかと。さらに、供述拒否権を告げない約3時間半にわたる信助君の取調べは任意捜査の限界を超えているのではないかと。「110番情報メモ」に「痴漢被疑者の服装と信助君の服装が別であることが判明」、「事件を相互暴行事件として後日、地域課呼び出しとした」とあるように、痴漢事件の捜査を打ち切り、暴行事件については地域課が継続捜査することになっている。

しかし、信助君に午前3時36分に、暴行事件で呼び出しがあれば出頭する旨の「確約書」を書かせた際、信助君に痴漢容疑が晴れたことを説明した事実はない(信助録音)。

この事実は重大である。説明がなされていれば、信助君が自らの命を絶つという事態は防げたかも知れないからだ。

このように、警察庁の通達項目に従って、新宿署の捜査をざっと見ただけでも、様々な疑問がわく。さらなる検証が必要だ。

次回は、[その2 新宿警察署のまやかし](#)

警察の違法捜査を考える

その2 新宿警察署のまやかし

1 新宿違法捜査事件とは

(1)現場の確認

8月21日午前中、原告原田尚美さん(以下、原告原田さんという)とJR新宿駅西口の西口交番前で合流し、現場の説明を受けた。

原告原田さんの説明では、平成21年12月10日は木曜日だったが、多くの企業のボーナス支給日であったことや忘年会シーズンが始まったこともあって、午後11時前後の新宿駅は乗客でかなり混雑していたという。

また、事件の現場とされる「第8ホーム北階段」の現在の位置は、平成22年3月23日に新しくなったもので、事件当時の位置とは違うことが分かった。

また、事件当時は、西口改札口から第8ホームへ至る通路も、この階段工事のため現状とは違うやや幅の狭いクランク状の仮通路であったことも判明した。こうした現状で確認したところ、西口交番から西口改札口まで徒歩で約1分、改札口から現場とされる階段下まで徒歩約1分、西口改札口から第8ホームまでは徒歩約2分であることが分かった。

被告警視庁の準備書面によると、信助君の痴漢行為の有無について、3台の防犯カメラの映像、すなわち①カメ(西口構内から西口改札口を写す)②カメ(西口構内から仮通路)③カメ(第8ホーム上から階段下)で確認したとしているが、当時の現場とは異なることから、どの防犯カメラがそれに当たるのかは確認できなかった。

原告原田さんは、「JR新宿駅からは『仮通路内を写す防犯カメラは設置していなかった。』と説明を受けた。」と説明した。

(2)事件の経緯

被告警視庁の準備書面(平成23年8月30日)及び原告原田さんから提供を受けた資料などから、明らかになったことを以下に列挙する。

- ① 12月10日 「午後10時55分に私は新宿駅で暴行を受けました。」(信助録音)
- ② 12月10日 「8号ホーム23:05迷惑行為で110番」の記録がある。(JR新宿駅日誌 原告原田さん確認)
- ③ 12月10日 午後11時前後、信助君は男性らに現行犯逮捕された疑いがある。

・「当事者甲が痴漢したとして、当事者乙が、丙、丁に依頼して甲を取り押さえた」

(警視庁10番情報メモの[処理てん末状況]の記録)

(注) 当事者甲が信助君、当事者乙が被害女性、丙、丁が乙の友人男性

・信助君を取調べた警察官の説明(信助録音)

「貴方が、その連れの男に取り押さえられた」

「今触られたよ、とお友達の方が訴え出て、お友達が貴方を捕まえた」

「だから男性が捕まえて組み伏せたという状況になった」

「貴方のことを痴漢の犯人だということで取り押さえたんですよ」

- ④ 12月10日 午後11時過ぎ JR新宿駅総武線ホームに向かう階段下で、男性が2～3人の男性に囲まれ蹴られている。駅員に知らせて午後11時16分発の総武線に乗って帰宅した(目撃者の証言)。
- ⑤ 12月10日 8号ホーム階段の③カメ(第8ホーム上から階段下)の映像は、午後11時15分27秒から41分35秒までのものだが、この時間帯の同ホームは乗客でかなり混雑している状況は確認できるが、痴漢行為やトラブルの有無は確認できない。
- ⑥ 警視庁「110番情報メモ」の事件処理状況に、以下の記録がある。
- ・12月10日 午後11時20分、信助君の携帯電話から110番通報(通話なし)
 - ・12月10日 午後11時27分、同上(駅員にかこまれている)
 - ・12月10日 午後11時37分40秒、警察官現場到着～所要時間2分
- ⑦ 被告警視庁「準備書面」(平成23年8月30日)に事件処理経過の記録がある。
- ・12月10日 午後11時32分、西口交番勤務員2名が新宿駅助役から「駅構内で客同志が喧嘩」との届け出、午後11時35分ころ現場階段下に到着
 - ・12月10日 午後11時50分ころ、信助君と被害女性ら3人を西口交番へ任意同行
 - ・12月11日 午前1時10分ころ、双方を同署に任意同行、事件を生活安全課員に引き継ぎ

こうして、事件は、西口交番から都迷惑防止条例(痴漢行為)の捜査を担当する生活安全課(以下、「生安課」という)に引き継がれた。

つまり、信助君は痴漢容疑者として取調べを受けることになった。

こうした推移から、仮に信助君が痴漢行為を行ったとすると、それは12月10日の午後11時前のことで、場所は新宿駅西口改札口からJR新宿駅第8ホームに向かう階段下へ至る仮通路内でなければならない。

それから約30分以上にわたって現場で何があったのか。

被害女性の友人男性らによる過剰な実力行使を伴う逮捕行為があった疑いもある。

しかし、この点に関する被告警視庁の説明はない。

また、この間、信助君は2回にわたり110番通報をしているが、被害女性ら3人は、いずれも警察官が臨場するまで110番通報した形跡はない。

この事実を警視庁はどう評価したのかなど、様々な疑問がわく。

(3) 新宿署における関係者の供述内容(被告警視庁準備書面から抜粋)

ア 被害女性の供述内容

- 亡信助にお腹のあたりをすれ違い様に触られたこと
- 亡信助を呼び止めて謝罪を求めたところ、知らないなどと言って立ち去ろうとしたので、ネクタイを掴んだ状態で口論になったこと
- 先を歩いていた友人の訴外甲及び訴外乙が、私の声を聞いて戻って来て、訴外甲が仲裁に入ってくれたこと
- 訴外甲と亡信助が揉み合いになり、本件階段下において亡信助が訴外甲に馬乗りになっているところに、駅員が駆けつけたこと
- 亡信助はスーツの上下を着ており、ワイシャツの袖が出ていたこと
- はっきりとは覚えていないが、ワイシャツの色はたぶん水色だったと思うこと

イ 訴外甲(友人男性)の供述内容

- 後ろを歩いていた被害女性の声を聞いて駆けつけると、被害女性が亡信助と口輪になっていたこと
- 被害女性から痴漢された旨を聞き、立ち去ろうとした亡信助を制止したところ、亡信助と揉み合いになり、本件階段下で倒されて馬乗りされたこと
- 亡信助に馬乗りされた際、顔をぶつけて鼻血が出たこと

ウ 訴外乙(友人男性)の供述内容

- 訴外甲が亡信助と被害女性の仲裁に入ったところ、亡信助と訴外甲が揉み合いとなり、本件階段下で倒れて、亡信助が訴外甲に馬乗りになったこと
- 訴外甲は、亡信助と揉み合いになる前に、鼻血を出してはいなかったこと
- 駅員 A らは、訴外甲の上に馬乗りになっていた亡信助に離れるように注意をしていたが、駅員 A らが亡信助に暴行を加えてはいないこと
- 亡信助は、注意されたことに逆上し、駅員 A らの名札を引っ張ったりしていたこと

エ 亡信助の供述内容

- 訴外甲に宙づりにされて後方に倒され、馬乗りで何度か首元を床に叩きつけられたこと
- 被害女性に触ったことはないし、通行途中で歩行者と接触したこともないこと
- 駅員の名前を確認しようとしたら駅員から突き飛ばされたこと
- 時間の補償や金銭賠償を求めること

被害女性らの供述は、完全に一致している。

これは、最初に任意同行された西口交番では、「亡信助と被害女性らを分けて、・・別々の部屋において・・事情を聴取」(被告警視庁準備書面)とあるように、警察官は被害女性らを同じ場所で取調べている。

被害女性らは友人同士の関係であれば、相互に不利になる供述をしないのは当然である。

従って、目撃証言にある集団暴行があったとしてもその事実を明らかにする訳がない。
グループを分離しないで取調べ、これは明らかに捜査の初歩的なミスである。
一方、信助君は痴漢行為を完全否定し、一貫して暴行の被害に遭ったと訴えている。
双方の供述が完全に食い違っているのに拘らず、新宿署は、被害女性らの供述には一貫性があり、信憑性が認められるとして、信助君の痴漢行為を認定した。

(4)新宿署の判断(被告警視庁準備書面から抜粋・要約)

被害女性の友人の訴外甲による信助君に対する暴行について、腕や肩を掴んだ事実を供述しているが、被告警視庁は「その原因は被害女性に対する痴漢行為の事実を問い質すための制止行為や逃走を防止するための範囲内であると認められた」などとし、「いきなり背後から引き倒された」などという信助君の主張は一切認めず、暴行あるいは傷害事件としての送致は消極と認めたとしている。

また、駅員らによる信助君に対する暴行についても事件としての送致は消極と認めたとしている。

ところが、信助君と被害女性との間の都迷惑防止条例違反(痴漢行為)については、被告警視庁は、被害女性に対する痴漢行為について、以下の理由から、信助君以外の通行人による犯行とは認められず、信助君が被害女性に痴漢行為をした疑いが濃厚であると認めたとしている。

- 被害女性らの供述には一貫性があり、信憑性が認められたこと
- 防犯カメラの画像解析から、
 - ・亡信助が被害女性及び訴外甲と本件階段の中腹あたりで口論をしている状況が確認できたこと
 - ・被害女性が痴漢被害を受けた場所及び時間において、被害女性とすれ違った男性3名のうち、被害女性の供述に沿う服装をしていたのは亡信助のみであったこと
 - ・亡信助が被害女性の前にすれ違った通行人女性が、亡信助と接触するような距離ですれ違った直後に立ち止まり、訝しげに亡信助の方を振り向き、しばらく凝視していたこと
 - ・亡信助が、通行人女性の左側からすれ違った直後、右手に所持していたカバンを左手に持ち替えるなどの不自然な行動をしていることなどの事実が認められたこと

しかし、以下に述べるように、新宿署が信助君を痴漢事件被疑者と認定し、事件を送致した点については様々な問題を指摘できる。

2 新宿署のまやかし

(1) 恣意的な事件送致

刑事訴訟法第 246 条は、司法警察員は原則として、犯罪を捜査したとき事件を検察官に送致しなければならないと規定されている。

例外として、検察官が指定した軽微な事件については、その処理年月日、被疑者の氏名、年齢、職業及び住居、罪名並びに犯罪事実の要旨を一月ごとに一括して、検察官に報告することになっている(刑事訴訟法 246 条但し書・犯罪捜査規範 198 条)。

「犯罪を捜査したとき」とは、捜査した結果、検察官が事件について、起訴、不起訴の判断が出来る程度に至ったときと解される。

ついでだが、警察は告訴・告発事件は、送致を義務付けられている。

殺人等の重要事件では、時効が成立したときにも「被疑者不詳」で送致している。

事件を送致するときには、犯罪の事実及び情状等に関する意見を付した送致書を作成し、関係書類及び証拠物を添付する(犯罪捜査規範第 195 条)。

この事件は、関係者の説明を総合すると、女性による痴漢被害の訴えに始まり、その友人らによる現行犯逮捕と推測される実力の行使、そして、それに対する信助君の反撃行為という経過を辿っている。

新宿署の捜査は一連の事件について行われており、その一部である暴行あるいは傷害容疑事件については送致せず、信助君の痴漢事件のみを送致することは、一貫性と合理性を欠き恣意的である。

また、事件を送致する際には、「犯罪事実」と「情状等に関する意見」を付すことになっている。

犯罪事実は、被疑者が、何時、どこで、誰に、何をしたかを、迷惑防止条例(痴漢行為)の条文(構成要件)に沿って作成される。

「犯罪の情状等に関する意見」は、警察としての検察庁の処分(起訴・不起訴)の参考となる意見を記載する。

警察の捜査の結果からみた、被疑者の性格、年齢、境遇、犯罪の軽重、犯罪後の状況等を書き、最後に「寛大な処分を願いたい」とか「厳重処分を願いたい」と記載する。

被疑者が死亡の場合には、捜査の結果等から被疑者の犯行と認定した根拠等を述べたうえ、「しかるべく措置願いたい」という記述になる。

しかし、被告警視庁の準備書面には、信助君に関わる「犯罪事実」も「犯罪の情状等に関する意見」も明らかにされていない。

被告警視庁は、信助君の痴漢事件を送致したのなら。その「犯罪事実」と「犯罪の情状等に関する意見」を明らかにするべきだ。

(2) 不可解な捜査方針の変更

事件の捜査は、警察署長の指揮統制の下に一定の方針で組織として進められる。

平成 21 年 12 月 10 日、110 番情報メモ[処理てん末状況]の結論に「痴漢容疑で本署同行としたが、痴漢の事実がなく相互暴行として後日地域課呼び出しとした」と信助君の痴漢容疑はない旨の記載がある。

つまり「痴漢の事実がない」、これが新宿署の結論だった。そ

して事件は生活安全課から、「相互暴行」事件として、軽微な事件を処理する地域課に引き継がれた。

この相互暴行事件とは何か。道警では「」事件と呼んでいた。

喧嘩等の際、双方を暴行事件の被疑者として検挙することを意味する。

いわば喧嘩両成敗だ。

捜査結果については、基本的には関係者に説明されることはないが、この事件に関しては、信助君が亡くなったこともあったのか、新宿署の副署長が原告原田さんに説明している。

ア 信助君の痴漢行為は特定できなかった。

- ・平成 22 年 1 月 11 日、原告原田さんの「（信助が痴漢の疑いを）かけられたまま死んでしまったのでは浮かばれないですし」という問いに対して、副署長は「痴漢をやったという特定する材料がなかった。」

「そうです、特定に至らなかったっていうことを我々は認定したわけです。」

イ 信助君の痴漢行為を確認できるビデオ映像はなかった。

- ・同日、原告原田さんの「（信助君と被害女性とが）すれ違ったときに接触があったかどうかを確認するビデオはございますか。」との問いに副署長は「そこにはないです。」
- ・同日、原告原田さんの「その段階で（信助が女性に）接触したかどうか確認できるところにビデオカメラは」との問いに、副署長は「物証、物証はないです。」

ウ トラブルの様子は写っていなかった。

- ・同日、原告原田さんの「トラブルがあった時点のビデオカメラに、映像は写っていなかった？」との問いに「そう、そうです。」

J R 東日本が原告側に提出した VHS テープには、新宿駅第 8 ホーム北通路階段の DVD を平成 21 年 12 月 11 日に新宿署に提出した旨のメモ書きがある。

つまり、この原告原田さんへの説明の段階で、新宿署はビデオ映像を解析していたことになる。

ところが、平成 22 年 1 月 28 日、突如、原告原田さんへ新宿署生活安全課長から「駅員さん、学生さん、ビデオテープとかいろいろ調べたら、息子さんの方を迷惑防止条例の被疑者と認定し、送致するという形になりますので、予めご連絡する。」という趣旨の電話連絡があり、1 月 29 日、新宿署は痴漢事件について、信助君を被疑者として東京地

検に送致した。

原告原田さんは、新宿署からはそれまでの方針を変更する新たな証拠が出てきたなどという納得のできる説明は受けていないという。

そして、新宿署は送致した事件の内容を明らかにする立場にないとし、以後、原告原田さんには、一切説明していない。

新宿署は、原告原田さんに説明した1月11日以降、28日までの間に、専助君を痴漢の被疑者と認定できる新しい証拠を発見したというなら、原告原田さんに説明するべきだ。

痴漢事件の送致を受けて事件を不起訴処分にした東京地検からも不起訴記録は開示できないと連絡してきた。

こうして、信助君にかけられた痴漢容疑は、一切その内容が明らかにされないまま闇に葬られた。

何故、新宿署の方針が変更されたのかは、次回「警察相手の国賠訴訟の実態」で詳しく述べる。

(3) 不可解な防犯カメラ映像をめぐる動き

JR東日本が原告原田さんに提出したVHSテープには、「2009.12.10 第8ホーム北通路階段 23:05 旅客トラブル 原田様」と記載されている。

この映像は、被告警視庁の準備書面がいうところの③カメ（第8ホーム上から階段下）の防犯カメラ映像と思われるが、この映像については次のような不可解な動きがある。

- ・ テープのケースに「H 21. 12. 11 新宿警察へ提出したDVD」との記載がある。
- ・ H 22. 2. 25 原告原田さんの12月10日のトラブルの映像についての問い合わせに、JR新宿駅は「映像の保存期間は1ヶ月なので、既に上書きされてしまっている」と回答したという。
- ・ H 22. 8. 24 JR東日本から「現在は警察当局へ提出しました防犯カメラ映像が返却され、当社で所持しております」との回答がある。
- ・ H 22. 12. 7 JR東日本 証拠保全テープ提出されたのはVHSでH 22. 8. 17 新宿

警察署より返却とのメモ書きがある。

新宿署が信助君の痴漢行為を認定した防犯カメラの映像は、3箇所のカメラ映像とされるが、原告原田さんに提供されたのは、第8ホーム階段の昇降口付近を写したものである。

しかも、その映像は極めて不鮮明なVHSテープだ。

駅員や乗客が階段下を見ている様子はあるが、痴漢行為、逮捕行為、信助君の馬乗りの映像も確認できない。警察署に提出したのはDVD だという。これも不可解だ。

編集等の疑いがないかどうかを含めて検証が必要だ。

被告警視庁の準備書面にある防犯カメラの画像解析の説明も、信助君の痴漢行為を直接写した映像によるものではなく、あくまでも前後の状況からの推測に過ぎない。

なかでも「被害女性の供述に沿う服装をしていたのは亡信助のみであった。」という説明は、被害女性は信助君をトラブルになった場所で見ているのだから、信助君の服装を説明できるのは当然であり、論外だ。

一方の信助君は、取調官に痴漢の被害に遭ったと称する女性についての認識はないと再三説明している。

一般論になるが、最近「防犯カメラ」（監視カメラ）を捜査当局が当然のこのように犯罪捜査に利用しているが、これには重大な問題が内在している。

まず、防犯カメラの設置に関する法的な根拠も基準もない。

本来は、犯罪の予防のために設置された防犯カメラの映像を犯罪の捜査、とりわけ犯人の特定の証拠として利用するためには、厳格な押収手続きが必要なはずだが、その手続きに関する法律もない。

設置者は、警察から犯罪捜査に利用したいと要求されれば、躊躇なく提供する。

そして、警察の映像解析により犯人が特定され、それが証拠として使われる。

しかし、それが編集等の手加えられていないとする保証は何もない。

この信助君の事件でも、防犯カメラの位置、撮影の範囲、映像の押収手続き、解析者、解析結果、編集の有無等について、厳格な検証が必要だ。

(4) 姑息な「事情聴取」と「取調べ」の使い分け

警察の犯罪捜査の基本を定める「犯罪捜査規範」や「刑事訴訟法」には、「取調べ」に関する定義はない。

一般的には、捜査機関が、被疑者や参考人の出頭を求めて犯罪に関する事情を聴取すること、あるいは、犯罪捜査上必要があるときに、被疑者および参考人の供述を求めること、とされる。

信助録音にある新宿署の到着直後の信助君と警察官のやり取り。

- ・ 信助「ここ取調室ですよね。取調べということはどういうことですか」
- ・ 警察官「貴方はですね、痴漢の被疑者ということで」
- ・ 信助「ちょっと待ってください。被疑者とはどういうことですか？」
- ・ 警察官「疑いです。」

その後も取調官は、信助君を痴漢事実について繰り返し執拗に追及している。

これは、明らかに取調べである。

しかし、「取調べ」となると、刑事訴訟法第 189 条、犯捜査規範第 169 条で「供述拒

否認権の告知」が求められる。

被疑者の取調べを行うに当たっては、あらかじめ、自己の意思に反して供述する必要がない旨を告げなければならない。

信助録音のどこにも「供述拒否権の告知」の形跡はない。

供述拒否権が告知しない取調べは違法だ。

新宿署副署長は、そのことを意識して、新宿署における「取調べ」について、原告に対して「取調べじゃなくて事情聴取ですね。」と2つの言葉を使い分けている。

これは明らかに違法な取調べを意識したまやかしである。

アメリカには有名なミランダ判決というのがあるが、我が国では未だにこうした違法な捜査が罷り通っている。

こうしたコンプライアンスの無視が罷り通っていることこそが冤罪を生む原因なのだ。

違法な手続きによる取調べの結果を記載した供述調書に証拠能力はないが、新宿署の取調べでは、作成すべき信助君の「被疑者供述調書」も作成されていない。

信助君を被疑者として断定する証拠はどこにもないのだ。

(5) 暴行事件の捜査にも消極的だった新宿署

新宿署は相互暴行事件については、捜査の必要を認め、信助君に被害届を出す際の呼出しに応じる旨の確約書を提出させた。

暴行を受けた被害者に被害届を提出するための出頭を確約させるということはありません。確約書を書かせる必要はどこにもない。

確約書なる文書は、犯罪捜査規範にも存在しない。

これは、新宿署が信助君を「相互暴行」事件の一方の被疑者と見ていたことを物語っている。

信助君は、単なる被害者ではなかったのだ。

暴行の被疑者の出頭を確保するために、信助君に「出頭を約束した」という心理的な圧力をかけたのだろう。

もし、信助君が逃走のおそれがあるなら、こんな姑息なことをしないで逮捕すべきだ。

これは暴行事件の捜査の基本だが、被害の申告があったときには、必ず、傷害の有無を確認する必要がある。

出血、打撲傷等の有無を確認して、傷があれば医師の診断書の提出を求めなければならない。

傷害があれば傷害事件として捜査することになる。

信助録音等によると、新宿署は信助君の全身写真を撮影しているが、身体の傷害部位等の確認や病院の診断書の提出も求めていない。

新宿署は、最初から相互暴行事件も捜査するつもりはなかったのだ。

さらに、平成22年3月、原告原田さんが、信助君に対する暴行事件について、男性大学生（訴外甲）を氏名不詳のまま、暴行容疑で告訴するが新宿署は告訴状を受理しなかった。

告訴は犯罪の被害者が行うものであるから、原告原田さんは信助君の親ではあっても告訴することはできないという形式論だろう。しかし、原告原田さんは告発ができる。

その後、暴行事件の告訴は、東京地検が受理（不起訴）しているが、これはそうした趣旨で受理したものだろう。新宿署の対応は大人げない。

本来、窃盗事件と違って暴行事件の捜査に被害届なる文書は必要ない。

告訴も必要ない。被害者の申告で十分である。

信助君は、被害の申告をしていたわけで、それを基に捜査をして、事件を検察庁に送致すればよいだけのことである。

「うずくまった男性を学生らしき2、3人が取り囲み、そのうちの一人が男性の胴体を何度も蹴っていた。3、4人が（暴行している）2、3人に向かって『もうやめとけよ』と止めていたが蹴りやむ様子がなかった。」あるいは、「数人の男性が階段を上がって行き、茶髪の男性が一人の男性を羽交い絞めのような形で捕まえ、男性は腹や顔を殴られ転倒、暴行が続いた。」との目撃証言がある。

この証言は、被告警視庁の「友人の訴外甲による信助君に対する暴行について、腕や肩を掴んだ事実を供述しているが、その原因は被害女性に対する痴漢行為の事実を問い質すための制止行為や逃走を防止するための範囲内であると認められた。」とする説明と著しく異なる。

目撃証言が事実なら、2、3人の男性グループによる集団暴行事件があったことになる。

JR新宿駅の駅員が現場に駆け付けたとき、信助君がこの一連の暴行に反撃し、男性に馬乗り状態になっていたところから、新宿署は相互暴行という判断をしているが、信助君からすれば、身に覚えのない痴漢行為で言いがかりをつけられ暴行を受けたので反撃したと、正当防衛を主張していたのだ。

信助君の痴漢行為が事実無根であったら、信助君に対する訴外甲による信助君に対する実力の行使は、根拠のない違法な行為、単なる暴行あるいは傷害に過ぎない。

しかし、信助君は亡くなった。死人に口なし。多勢に無勢。

新宿署は、相互暴行事件の立件送致を見送り、信助君だけを強引に痴漢被疑者に仕立て上げた。

そのためには、被害女性らの供述を全面的に採用する必要があった。

新宿署には、そうした判断があったに違いない。

今回は、[その3 警察相手の国賠訴訟の実態](#)

警察の違法捜査を考える

その3 警察相手の国賠訴訟の実態

1 痴漢事件を送致した本当の理由

前日も触れたが、原告原田さんが、新宿署の副署長と生活安全課長から、直接、事件当夜の信助君の取扱い状況について説明を受けたのは、平成22年1月11日、既に信助君が亡くなってから1月も経過していた。

その18日後の平成22年1月29日、新宿署は事件発生以来1か月と19日で、信助君を被疑者とする都条例違反事件（痴漢行為）を東京地検へ送致した。

1月11日、副署長らは「痴漢をやったかやっていないかは別として、痴漢をやったと特定する材料がなかった。」などと、信助君を痴漢の被疑者として立件することに否定的な説明をしている。

しかし、この副署長らの説明に母親の原田尚美さんは納得しなかった。

それは母親として、信助君が痴漢などという破廉恥な行為をするような息子ではないと信じていただけではなく、信助君が遺したICレコーダーに新宿署の取調べに対して、信助君がはっきりと痴漢行為を否定し、逆に暴行の被害を受けたと訴えている様子が残されていたからだ。

この日、原告原田さんは、副署長らに信助君が110番通報した内容を教えて欲しい、警察官が撮った信助君の写真を見せて欲しいなどと要請するとともに、信助君に代って暴行の被害届を出すことを申し出た。

副署長らは、信助君が遺したICレコーダーの提出を執拗に求めたが、原告原田さんは結局応じなかった。

副署長らの説明に納得できなかった原告原田さんは、さっそく、代理人になってくれる弁護士探しにとりかかる。

警視庁は、信助君が新宿署を出た直後に自殺しているところから、信助君の取扱いをめぐる、いずれ国賠訴訟に発展するのではないかと危惧は持っていたはずだ。

そうした判断もあって、新宿署は原告原田さんに対して、暗にそうした行動に出ないように説得を試みたつもりだろうが、失敗に終わった。

被告警視庁の準備書面によると、信助君が死亡後、新宿署長は「亡信助及び被害女性らの行動について、事件性の有無を含めて全容解明を図る必要があると判断し、刑事課M警部を捜査主任官とする捜査本部を設置して、裏付け捜査を実施した。」としている。

通常は、痴漢事件捜査に捜査本部を設置して捜査をすることなどはあり得ない。

「捜査本部」とはなっているが、ここでいう「捜査本部」とは、犯罪捜査規範（国家公安委員会規則）にある、重要犯罪等の発生に際し、特に、捜査を統一かつ強力に推進する必要が

あると認められるとき設置される「捜査本部」とは違うものだ。

この捜査本部は訟務対策、つまり、訴訟を提起されたときの対策と考えるべきだ。

平成22年5月20日の産経新聞に「晴らせぬままの『容疑』」というタイトルの記事が載った。その記事の一部を紹介する。そこには、新宿署の本音が表れている。

なぜ、(新宿署は、原告原田さんに)「(信助さんの)容疑は晴れた」との説明をしたのか。同署は「当時はカメラを確認する前だった」と釈明し、こう話す。「本来は立件するような事案ではなかった。母親の『暴行』との訴えや、相手の女性の気持ちの考慮した結果、白黒をつけるべき話になった。」

この記事が事実だとすると問題がある。一つは、新宿署の説明は事実と異なることだ。新宿署の副署長らが原告原田さんに説明した際、副署長は「(ビデオカメラ確認は)やっています。」とはっきりと答え、防犯カメラの解析結果に基づいて「信助君が痴漢をやったと特定する材料がなかった。」などと説明している。

もう一つは、「本来は立件するような事案ではなかった」としていることだ。

犯罪が成立するか否かの判断は、捜査の結果明らかになった証拠によって判断すべきであって、関係者の行動や思惑によって左右されるべきことではない。

「本来立件するような事案ではなかった」のなら、立件すべきではなかったのだ。

この記事では、信助君に対する暴行事件の捜査については全く触れられていない。

原告原田さんの言動から国賠訴訟提起を予想した警視庁は、対抗上、信助君を痴漢被疑者として無理やり立件、つまり、シロクロつけざるを得なかったというのが本当だろう。

これは「母親さえおとなしくしていれば、信助君は痴漢の犯人にならずに済んだ。」ということになる。

つまり、警察に反抗すると不利な扱いを受けるということになる。

警察に反抗したのは、原告の原田さんだけではなかった。

信助録音を聞いてみるとよくわかる。

信助君の新宿署の警察官に対する態度は、警察官からみれば極めて反抗的だ。

信助君は任意同行に応じながらも、警察官の録音中止要請を無視、外部との連絡(電話)、金銭補償等の要求などを繰り返し、取調べに対しては痴漢容疑を頑として否認、逆に暴行を受けたと主張、ときとして、警察官の言動に反撃している。

警察官に対して、当然の権利を主張する人物は、警察にとって好ましくない人物、反省のない人物、許し難い人物と評価する。それが警察だ。

3 警察相手の国賠訴訟の実態

いったん警察に犯罪者に仕立て上げられた人々は、世間の冷たい目に晒され、名誉を失い、職を失い、友人を失い、ときには、肉親からも見放される。

住むところからも追われる。

たとえ、それが冤罪だと分かってでも失われたものを取り戻すことはできない。

信助君のように死を選ぶ者もいる。

再審で無罪を勝ち取っても、国賠訴訟を起こそうにもその費用もない。

相談する弁護士もいない。泣寝入りするだけだ。

ようやく奇妙な弁護士を探して提訴し、長い時間をかけて争っても、勝つ保証はない。

マスコミが報道する冤罪の国賠訴訟は、冤罪のごく一部に過ぎない。

国賠訴訟を断念した冤罪被害者は、数多くいるはずだ。

冤罪国賠だけではない。違法な職務質問、けん銃の発砲やパトカーの追跡等の過剰な実力の行使、暴力的な取調べや誤認逮捕等の違法捜査等、警察官の違法な行為によって損害を受けたときも同じだ。

警察を相手に、国賠訴訟を提起するのは容易ではない。

一方、被告の警察は訴訟に対応する専門の部署を作り、そこに多くの優秀だとされる警察官を配置し、専門に訴訟対策に当たる。

税金で顧問弁護士を雇う。万が一、敗訴して賠償金は税金で賄うことになる。

違法行為を行った警察官が賠償を支払うこともない。

警察は、国賠訴訟で失うものは何一つない。

(1) 増えている警察相手の国賠訴訟

国家賠償法という法律の第1条に「国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる」とある。

警察官も公権力の行使に当たる公務員だから、警察官の違法な行為によって損害を受けた国民は、民事訴訟法の手続きに従って、国又は都道府県に対して、謝罪や賠償を求める訴訟を提起することができる。

これは、憲法第17条に基づく国民の権利である。

最近では、警察を相手にした国賠訴訟が増える傾向にあるという。

警察庁のデータによると、平成13年中に発生した国賠事件は130件、平成22年中は188件になっている。

この10年間で45%も増えている。こうした傾向を警察は、どう見ているのか。

北海道警察の監察官室発行の「訟務事務資料」によると「司法制度改革に伴って弁護士数が増加したことに伴い、今後、弁護士が新たな活動分野を模索し又は北海道警察の弱体化を図るため、北海道警察の様々な処分に着目のうえ訴訟を提起してくることが十分予想される。」としている。

弁護士云々は論外だが、国民の安全を守ることを使命とする警察が、誤りを指摘されたとき率直にその誤りを認め、謝罪するのではなく、国賠提訴を「組織の弱体化を図るための攻撃」と捉えていることがよくわかる。

こうした発想は、北海道警察だけのものではない。

最近は、国民の権利意識の高まりもあって、警察官の職務執行、例えば、パトカー等の追跡、逮捕・取調べ等の犯罪捜査、交通取締り、交通事故の捜査等に関して、国民から様々な抗議・苦情等が多く寄せられる。

その中には、将来、国賠訴訟が提起されることが予想される事案もある。

そのため、各都道府県警察では、警察署長に対して、将来、争訟事件に発展することが予想される「ぐ訟事案」を認知したときには、争訟事件を担当する監察課（室）、警視庁の場合は訟務課へ直ちに報告するよう義務付けている。

その目的は、対警察攻撃の訴訟に備えて、警察官の職務執行の正当性を主張し組織を防衛するためである。

そのため監察課等では、事案の実態を正確に把握して、組織のダメージを最小限に抑えるため、マスコミ対策と訴訟対策に当たることになる。

(2) 原告の勝訴率はわずか6%

警察庁の「訴訟事件の審級別状況調」（平成13年から平成22年）によると、10年間の一審、二審、三審の被告の警察勝訴は2,953件、警察敗訴200件で、圧倒的に被告警察側が勝訴している。

原告の勝率は、わずか6%に過ぎない。

元大阪高裁判事で弁護士の生田暉雄氏は、その著書「裁判が日本を変える」で我が国の行政訴訟について様々な問題を指摘している。

その要旨を抜粋して紹介する。

- 権力の違法な行使をチェックする行政事件数を諸外国と比較すると、人口10万人あたりで、日本は1.7件、アメリカ22件、イギリス8件、ドイツ637件、フランス200件、となっていて、我が国は極端に少ない。
- その理由は、相手方の手持ち証拠の開示義務（ディスクロージャー）の制度がないからだ。だから日本では、権力相手に訴訟をやっても勝てない。
- 法務省と裁判所間の人事交流で、裁判官が法務省に出向し行政事件の国側担当者である「訟務検事」をやり、再び裁判官に戻り行政事件の裁判官をやる「判検交流」が行われている。裁判官が行政庁に有利な裁判をするのは明らかだ。
- 我が国の行政訴訟の原告側の勝訴率が異常に低いのは、政府や最高裁等の上の方ばかりを気にする裁判官（ヒラメ裁判官）が判決文を書くからだ。

(3) 開示されない証拠文書等

警察は、基本的に情報開示には消極的である。

当事者が質問状等で照会してもほとんど無視するのが通例だ。

情報公開法や条例に基づいて文書の開示請求しても、捜査上の秘密等、様々な理屈をつけて開示しない。

開示しても、肝心な部分は真っ黒くマスキングされている。

国賠訴訟でも同じだ。

被告警察側は、まずは、文書の存在を否定する、原告側に追及されるとマスキングした文書を提出するなど、最初からすんなりと文書を提出することはない。

裁判所が、一方の当事者の申立てに基づき、文書の所持者に対し、所持する文書の提出を求める「文書送付嘱託」を求めてもなかなか応じようとししない。

裁判所が、一方の当事者の申立てに基づき、相手方又は第三者に対し、所持する文書の提出を求める「文書提出命令」という手続きもあるが、刑事訴訟に関する書類等は提出を拒むことができるし、「文書提出命令」を出すかどうかは裁判所の裁量なので、必要ないと裁判所が判断すれば却下される。

原告原田さんも、平成22年3月、警視庁情報公開センターを訪れ、情報公開条例に基づき、信助君が110番通報した記録の開示を請求したが、「本人(信助君)以外は請求できない」と開示請求書の提出を拒否された。

そこで、原告原田さんは、国賠訴訟を提起する前の平成22年8月に警視總監、新宿警察署長に対して、捜査の内容からメディアに対する警察のコメントの変遷まで9項目にわたる「質問状」を送ったが、9月10日になって、新宿警察署長から回答があった。

質問事項(1)～(7)については「個別の事件の捜査に関する事項につき、回答を差し控えさせていただきます。」

メディア対応に関する2項目の質問については、「事実なし、分かりかねる。」といった回答だった。つまり一切回答はなかった。

平成23年3月には、警視庁情報公開センターに対して、信助君が亡くなる直前の行動を知るため「牛込署が保有している東京駅から大手町駅までの地下通路内のビデオ映像」の情報開示請求をしたが、4月4日に「申出の電磁的記録媒体は押収物であり、公開条例及び個人情報条例に基づく開示請求の対象から除外されている。」と請求は拒否された。

また、原告原田さんが当初代理人を依頼した弁護士が、平成22年3月以降3回にわたり、弁護士法第23条の2に基づき、警視庁通信司令本部宛に信助君の110番通報受信内容等について照会したが、警視庁からは4月19日付で「平成21年12月10日午後11時27分に、新宿駅で、けんか・口論となり、駅員に囲まれている旨の110番通報がありました。その余は、貴意に添いかねます。」との回答があった。

回答内容が不十分と考えた原告原田さんの申し立てにより、平成22年12月2日、東京地裁裁判官が、本件(信助君に対する暴行事件)の証拠保全のため、警視庁通信指令本部を訪れ「亡原田信助ないし第三者により、相手方警視庁通信指令本部宛に対してなされた110番通報に関して作成された下記の検証物件」を提示するように求めた。

- ① 相手方(警視庁)作成にかかる平成21年12月10日午後10時45分から平成21年12月11日午前0時25分までの間に録音された亡原田信助(通報に使用した携帯電話番号090-3234-8196)と相手方担当者との通話内容を録音した音声記録

- ② 相手方作成にかかる平成21年12月10日午後10時45分から平成21年12月11日午前0時25分までの間に録音された、第三者による東日本旅客鉄道株式会社新宿駅及びその周辺からの110番通報における第三者と相手方担当者との通話内容を録音した音声記録
- ③ 相手方作成にかかる平成21年12月10日から平成21年12月11日にかけての本件事件への相手方の対応状況の記載のある資料（110番通報受理簿、事案取扱書、勤務日誌等）
- ④ その他相手方作成にかかる本件事件に関する一切の資料及び電磁的記録

これに対して警視庁側は、通信指令本部への立入りを拒否したため検証は延期された。12月27日に行われた2回の検証でも、警視庁側は通信指令本部への立入りを拒否した。警視庁側が提示したのは、「110番情報メモ」2枚等の写しだったところから、裁判官が原本を提示するよう求めたがこれも拒否し、そのほかの記録も提示を拒否した。

さらに、裁判官は証拠保全決定書に記載されている物件の提示を命じたが、警視庁側は重ねて拒否した。

このため裁判官による検証はできなかった。

しかも、このとき、警視庁が提出した「110番情報メモ」の[処理てん末状況]の三分の一は、黒くマスキングされていた。

このように警察相手の国賠訴訟では、警察の違法行為を証明する文書はほとんど開示されることはない。

警察と同じように、検察庁も保管している捜査記録の開示には消極的だ。

新宿署が東京地検に送致した信助君を被疑者とする都迷惑防止条例（痴漢行為）は、東京地検は、当然ことながら不起訴とした。

原告原田さんは、国賠訴訟を提起する前に、事件内容を知るため東京地検に記録の閲覧を申し入れたが非開示との連絡を受けている。

さらに、国賠訴訟を提起後の平成23年2月に、新宿駅の防犯カメラの映像、新宿署で撮影した信助君の写真を閲覧できないかと打診している。

これに対しても、東京地検は応じられないとの回答あった。

これは不起訴事件の記録については、これを開示すると、関係者の名誉・プライバシー等を侵害するおそれや捜査・公判に支障を生ずるおそれがあるため、刑事訴訟法第47条により、原則として、これを公にしないこととされているためだろう。

このために、警察官が誤認逮捕したり、暴力的な取調べで被疑者を自供させた事件等で裁判が維持できない事件については、検察官は被疑者を処分保留で釈放し、不起訴処分にする。

そして、こうした事件の記録は、一切公開されないから違法捜査はヤミに葬られる。

新宿署が送致した信助君を被疑者とする都迷惑条例違反（痴漢行為）は、信助君が亡くなっているため事件を送致しても起訴されることはない。

事件の記録が公開されることはない。

新宿署が信助君の事件を送致した理由の一つには、こうした点もあるかもしれない。

ついでだが、JR東日本（東日本旅客鉄道株式会社）と同新宿駅の対応についても触れておく。

原告原田さんは、平成22年8月にJR東日本社長と新宿駅駅長に対して「質問状」を送っている。

質問項目を要約すると以下の4項目だった。

- ① JRが特定した事件（痴漢、暴行）の現場はどこか。事件の目撃者は確保したか。
- ② 事件の一部始終を撮影した防犯カメラの映像はあるのか。
- ③ 映像があるなら、それを閲覧できるか。
- ④ 貴社のメディア対応に一貫性がないのは、いかなる理由か。

これに対して、JR東日本東京支社総務部長から以下のような回答（要約）があった。

1 社員が、複数の客から仮設階段において客同志の喧嘩が発生しているとの通報で現場に向かったところ、男性2名が口論していた。客から警察官を呼ぶよう要請されたので110番通報した。社員は痴漢行為の事実及び現場を確認していない。痴漢行為の目撃者は確認していない。暴行行為の目撃者の連絡先等は確認していない。

②、③ 一度は「消去した」旨回答したが、警察当局に提供した防犯カメラの映像は返却され所持している。しかし、閲覧等の要望は断っている（注：「防犯カメラの映像」は、平成22年12月、「VHSテープ」を証拠保全手続きで提出）。

④については回答なし。

(4) 警察官は法廷で真実を語るか

最近では、現職の警察官や警察OBが証言台に立つことが目立つようになった。

警察の訴訟対策の目的は組織防衛だから、彼らは警察組織にとってマイナスとなる証言はしない。

証人出廷が決まると、監察課等が中心となって入念な事前のリハーサルが行われる。

被告警察側の主尋問にはスラスラ答えるが、反対尋問では肝心な点になるとは答えをばぐらかし、記憶にないを連発する。

決められたシナリオに従った固い仮面の証言、エピソードは語られることはない。

彼らが置かれた苦しい立場が見え隠れする。警察組織の方針に反する証言をしたときは、様々な不利益を覚悟しなければならないからだ。

熊本県警機動隊剣道特練部員らによるいじめ自殺事件の国賠訴訟（平成23年2月16日、原告が一部勝訴、現在控訴審）では、現職警察官13人が証言台に立った。

しかし、自殺した機動隊員山田真徳君が生前にいじめを受けていたと証言したのは、真徳君と交際していた女性警察官だけであった。

被告県警の「真徳に対する暴行やしごき、いじめ等は存在を認められなかった」という県警の調査結果と異なる証言をした警察官はいなかった。

国賠訴訟ではないが、北海道警察では銃器対策課の違法なおとり捜査事件の公判で警察官が偽証した事実が明らかになっている。

この偽証は、組織的に行われたものだ。

警察官や警察OBは、宣誓して証言台に立っても、決して組織の方針に反する証言はしない。

(5) 違法行為と死亡の因果関係

素人考えだが、原告原田さんが提起した国賠訴訟でも、新宿署の警察官の違法捜査と信助君の死亡との間に因果関係があるかどうか争われるのではないと思う。

警視庁の怠慢捜査で小出亜希子さんが殺害された事件の国賠訴訟（平成 23 年 5 月 31 日、最高裁判所が警視庁の上告を棄却）の判決は、警視庁の違法捜査（すべき捜査を怠った）と殺害の因果関係が認めた画期的な判決だが、過去の判決では、警察官の違法行為は認定しても、死との因果関係を否定する判決が多い。

先の熊本県警機動隊剣道特錬部員らによるいじめ自殺事件の国賠訴訟の判決でも、いじめは認定したものの、警察官のいじめと自殺の因果関係は認めなかった。

同じような判決はほかにもある。

- 1 元交際相手の男にストーカー行為を繰り返された上、殺害された「太子町ストーカー殺人事件」国賠訴訟で、平成 19 年 8 月、最高裁が遺族側の上告を棄却し、兵庫県警の捜査怠慢を認めて 660 万円の賠償を命じたが、死亡との因果関係を否定した 1・2 審判決が確定した。
- 2 女子大生からストーカー被害の相談を受けながら埼玉県警が捜査を迅速に行わず、女子大生が殺害された「桶川ストーカー事件」国賠訴訟で、平成 18 年 8 月、最高裁で埼玉県警の捜査怠慢と殺人の因果関係を否定、慰謝料 550 万円の支払いのみを命じた 1・2 審の判決が確定した。
- 3 被害者の両親が 9 回も捜査を要請したのに拘わらず、栃木県警がこれを拒絶し続けた「栃木リンチ殺人事件」の国賠訴訟では、宇都宮地裁は「栃木県警の捜査怠慢と殺害の因果関係」を明確に認める画期的な判決を言い渡したが、東京高裁は死亡との因果関係を否定、被害者の過失相殺を認める判決を言い渡した。平成 21 年 3 月、最高裁は被害者遺族の上告を棄却、捜査の怠慢を認め 1,100 万円の賠償を命じた。

(6) 無罪判決でも国賠法上は違法でない

被告 12 人全員が無罪になった志布志事件（鹿児島）、連続婦女暴行で服役した男性に真犯人が現われて無罪になった氷見事件（富山）は、いずれも、警察のでっち上げによる典型的な冤罪事件だ。

この2つの事件は、現在国賠訴訟が行われている。

我々のような素人目には、いずれも、取調官の違法な取調べで虚偽の自供に追い込んだのだから、当然、国賠訴訟では、すんなりと警察等の違法行為が認定されると思ってしまう。

ところが、どうやらそうではないらしい。

例えば、志布志事件の国賠訴訟の 被告国第6準備書面（平成20年11月14日）には、検察官の取調べ行為の違法性判断基準に関して、次のように主張している。

1 勾留中の被疑者の取調べと国賠法上の違法について

刑事事件において無罪判決が確定したというだけでは、直ちに取調べ行為が国賠法上も違法となるわけではなく、取調べという公権力の行使に当たる検察官が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背する行為をした場合に初めて国賠法1条1項の適用上違法となると解すべきである（最高裁判所昭和60年11月21日第一小法廷判決）を前提として、刑事裁判で供述調書の任意性が否定されたからといって、直ちに取調べが国賠法上違法となるわけではなく、取調べに当たる検察官が職務上の法的義務に違背したか否かを検討する必要がある。

② 自白を強要する取調べについて

検察官が、被疑者に対し、熱心に真相を供述するように説得したからといって、直ちに自白を強要したことにはならないし、他の被疑者の供述を示したり、それまでの捜査により判明した事実を示して取調べても、それが直ちに誘導又は押し付けによる取調べとして自白の任意性を欠くことにはならないのであって、そのような取調べが国賠法上違法ということもできない。また、取調べの時間の長短という基準のみによって一律に自白の任意性や国賠法上の違法性の有無が決められるものでもない。

氷見事件の国賠訴訟でも、被告の国と県警は「捜査には故意・過失はなく、国賠法上の違法はない」と主張している。

こうして、警察相手の国賠訴訟の実態を見てみると、まるで、戦前の大日本帝国憲法のもとでの国家無答責の法理（官吏は天皇に対してのみ責任を負い、公権力の行使に当たる行為によって市民に損害を加えても国家は損害賠償責任を負わないとする法理）が生きているような錯覚にとらわれる。

公権力の行使に当たる警察官が、違法な職務執行を行っても責任を問われない。

こうした実態こそが、冤罪や警察腐敗の根底にあることを忘れてはならない。

そのために、取り返しのつかない二重のダメージを受けるのは、常に弱い立場にある国民である。